

北広島市起業促進支援補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 北広島市起業促進支援補助金交付要綱(平成28年4月28日市長決裁。以下「要綱」という。)の実施に関しては、要綱及び北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付申請)

第2条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、起業支援補助金交付申請書(別記第1号様式)とする。

2 要綱第3条第1号に規定するこれから起業をしようとする者が申請をする場合は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 資金収支計画書(別記第3号様式)
- (3) 起業支援補助金推薦書(別記第4号様式)
- (4) 誓約書(別記第5号様式)
- (5) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種であって、既に許認可を取得している場合に限る。)
- (6) 補助対象経費の内訳を説明する書類(見積書等)
- (7) その他必要と認められる書類

3 要綱第3条第2号に規定する既に起業をした者が申請をする場合は、第1項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 起業に係る収支決算書
- (2) 事業実績書(別記第2号様式)
- (3) 誓約書(別記第5号様式)
- (4) 要綱第4条に規定する補助対象経費(事務所の増改築)の支払を証する書類
- (5) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種に限る。)
- (6) 登記事項証明書の写し(法人に限る。)
- (7) 個人事業の開業届出書の写し(個人事業者に限る。)
- (8) 北広島商工会加入承諾書の写し(未発行の場合加入申請書の写し)
- (9) その他必要と認められる書類

(決定の通知)

第3条 規則第7条の規定による決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 補助金の不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第4条 規則第11条に規定する実績報告は、補助金実績報告書(別記第8号様式)により行うものとする。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 起業にかかる収支決算書
- (2) 事業実績書（別記第2号様式）
- (3) 要綱第4条に規定する補助対象経費（事務所の増改築）の支払を証する書類
- (4) 営業許可証の写し（申請時に添付していない者に限る。）
- (5) 登記事項証明書の写し（法人に限る。）
- (6) 個人事業の開業届出書の写し（個人事業者に限る。）
- (7) 北広島商工会加入承諾書の写し（未発行の場合加入申請書の写し）
- (8) その他必要と認められる書類
（補助金額確定の通知）

第5条 規則第12条の規定による補助金額の確定の通知は、補助金額確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助金の請求は、補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 規則第15条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消しに係る通知は、補助金交付取消通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の返還命令書）

第8条 市長が規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金返還命令書（別記第12号様式）により行うものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、商工業振興課長が定める。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。